

(目的)

第1条 この要綱は、県土の総合的な緑化を推進する一環として民間の建物緑化のうち奨励モデルとなるものを選定し、その緑化において必要な費用に対し助成する屋上緑化等モデル助成事業（以下「助成事業」という。）について必要な事項を定めるものである。

(助成対象)

第2条 助成事業の対象は、熊本県内の市街化区域又は用途地域、県・市町村の景観計画で定められた重点地域又は特定施設届出地区内の建築物において、次の各号に定める助成事業を行う法人（国及び地方公共団体並びにこれらによって設立され別表1の基準に該当するものを除く。）又は団体とする。

なお、国や地方公共団体が屋上緑化や壁面緑化の助成を実施している区域は対象外とする。

また、事業の実施は助成決定後に行い、会長が定める期限までに完了するものとする。

(1) 屋上緑化

事務所、店舗、工場、病院、学校などの専ら事業の用に供する建築物又は戸数6戸以上を有する3階建以上の中高層住宅（以下「対象建築物」という。）の屋上（ベランダを除く）を、樹木、芝、地被植物類（以下「樹木等」という。）により、3㎡以上を新たに緑化する場合をいう。ただし、対象建築物は、屋上に人が出入りすることができる構造又は緑化した施設を鑑賞することができる構造となっており、会長が別に定める施工基準を満たしているものに限る。

(2) 壁面緑化

つる性植物等により、対象建築物の壁面に沿って3m以上を新たに緑化する場合をいう。ただし、つる性植物等を固定させるための誘引資材又は自立固定式の緑化補助資材を設置することにより、つる性植物等の良好な生育が見込まれ、会長が別に定める施工基準を満たしているものに限る。

2 次に掲げる団体又は法人は、前項の規定にかかわらず、助成事業の対象外とする。

(1) 過去に屋上緑化や壁面緑化について、くまもと緑・景観協働機構から助成金の交付を受けた法人又は団体（過去に助成金の交付を受けた法人等から事業を承継したものを含む。）

(2) 過去に屋上緑化や壁面緑化について国若しくは地方公共団体又はくまもと緑・景観協働機構から助成金の交付を受けた建物について屋上緑化や壁面緑化を実施しようとしている法人又は団体

3 助成事業により設置された屋上緑化又は壁面緑化の施設（以下「緑化施設」という。）又は当該緑化施設を撮影した写真を一般市民に公開することができるものでなければならない。

(助成の内容)

第3条 助成事業は、助成金を交付することによって行う。

- 2 助成対象経費並びにこれに対する助成率及び助成限度額は、次に定めるとおりとする。
ただし、助成金の金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 屋上緑化

助成対象経費	助成率・助成限度額
① 樹木等及び緑化補助資材の購入費 ② 緑化区画の造成費 ③ かん水施設等の設置費 ④ 樹木等の植栽に係る経費	助成対象経費の総額（緑化面積1㎡当たりの経費が10万円を超える場合には10万円に緑化面積を乗じた額）の1/2以内で100万円を限度とする。

(2) 壁面緑化

助成対象経費	助成率・助成限度額
① つる性植物等及び緑化補助資材の購入費 ② 壁面緑化設備の設置費 ③ かん水施設等の設置費 ④ つる性植物等の植栽に係る経費	助成対象経費の総額（緑化面積1㎡当たりの経費が1万円を超える場合には1万円に緑化面積を乗じた額）の1/2以内で20万円を限度とする。

- 3 対象建築物に対して、屋上緑化と壁面緑化を重複して工事を行う場合においては、助成金額は前項各号に定める金額の合計金額とする。ただし、その合計金額が100万円を超える場合は100万円とする。

(助成の申請)

第4条 会長は、必要と認める時期に助成事業に関する募集を行うものとする。

- 2 助成を受けようとする法人又は団体の代表者（以下「申請者」という。）は、前項の募集において定められている期日等に従い、屋上緑化又は壁面緑化に関する事業を行う前に屋上緑化等モデル助成金交付申請書（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）を会長に提出しなければならない。

- 3 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 屋上緑化等事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 事業場所の位置図
- (3) 事業に係る図面（施工平面図、立面図、断面図）
- (4) 新設建築物の場合には、建物の立面図及び平面図並びに建築確認証
- (5) 見積書
- (6) 事業場所の着手前写真（4方向から撮ったもの）
- (7) 建築物が屋上緑化に耐えられることを証明する書類
- (8) 事業実施建築物の所有者を証する書類
- (9) 事業実施建築物所有者の承諾書（申請者と建築物所有者が異なる場合のみ）

(10) 法人登記簿（業務概要、定款又は規約、役員名簿が記載されているもの。記載されていない場合は別途添付のこと。）

(11) 法人税等の納税証明書

(12) その他会長が必要と認める書類

4 会長は、必要に応じ、前項の規定による添付書類を添付させないことができる。

（助成の決定）

第5条 会長は、前条第2項の申請書を受理したときは、その内容が屋上緑化や壁面緑化の県下の奨励モデルとなり得るか審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において助成金の交付を決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、屋上緑化等モデル助成金交付決定通知書（別記様式第3号）（以下「助成決定通知書」という。）により申請者に対し通知するものとする。

3 会長は、第1項の交付の決定に当たって、別表2に定める条件を付すものとする。

（助成事業の内容等の変更）

第6条 申請者は、前条の通知を受けた後、助成の決定を受けた屋上緑化又は壁面緑化の事業（以下「助成対象事業」という。）の実施において、次の変更事由が生じた場合、あるいは事業を中止する場合は速やかに屋上緑化等モデル助成事業変更等承認申請書（別記様式第4号）（以下「変更等承認申請書」という。）を会長に提出しなければならない。

なお、助成金額の増額は認めない。

（1）助成対象事業の主要部分の変更

（2）助成対象経費の20%を超える変更

2 前項の変更等承認申請書には、事業内容の変更・中止に係る書類（見積書、図面等）を添付しなければならない。

3 会長は、第1項の変更等承認申請書を受理したときは、審査の上、決定内容を申請者に対し通知するものとする。

4 前項の規定による決定通知は、次の様式により行うものとする。

（1）助成金を支給しないとき

屋上緑化等モデル助成金交付取消通知書（別記様式第5号）

（2）助成金は支給するがその額に変更を生じるとき

屋上緑化等モデル助成金変更決定通知書（別記様式第6号）

（3）助成金の額に変更を生じないとき

屋上緑化等モデル事業計画変更承認通知書（別記様式第7号）

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、第5条による通知に係る助成金の交付決定の内容又は付された条件に

不服があるときは、当該交付決定の通知を受けた日から起算して３０日以内に取り下げることができる。

（助成事業の遂行）

第８条 助成対象事業を行う者（以下「助成対象事業者」という。）は、申請書及び助成決定通知書等に記載された内容に従い、助成事業を行わなければならない。

（完了の届出）

第９条 助成対象事業者は、助成対象事業が完了したときは、速やかに屋上緑化モデル等助成事業完了届（別記様式第８号）（以下「事業完了届」という。）を会長に提出しなければならない。

２ 前項の事業完了届には、次の書類をしなければならない。

- （１）事業関連写真（購入物、作業風景、実施後の写真（全体写真を必ず含むこと。））
- （２）助成対象事業に係る工事請負契約書又はそれに類するものの写し
- （３）助成対象事業に係る領収書又は請求書の写し（明細が記載されているもの）
- （４）屋上緑化等を実施した感想を記載した書類
- （５）その他会長が必要と認める書類

※（３）について、請求書の写しのみの提出の場合は、後日領収書の写しの提出を求めるものとする。

（完了届の審査等）

第１０条 会長は、前条の事業完了届を受理したときは、速やかに事業完了届の審査を行うとともに、現地での検査を行うものとする。

２ 前項の審査又は検査の結果、助成対象事業者が実施した事業の内容が申請書及び助成決定通知書等に記載された内容に適合していないと認めたときは、助成対象事業者に対し指導するものとする。なお、指導に応じない場合は助成金の交付決定を取り消すものとする。

（助成金の額の確定等）

第１１条 会長は、前条第１項の審査及び検査の結果、助成対象事業者が実施した事業の内容が申請書及び助成決定通知書等に記載された内容に適合していると認めたときは、助成金の額を確定し、屋上緑化等モデル助成金交付確定通知書（別記様式第９号）により当該助成対象事業者に通知するものとする。

２ 前項の規定による通知を受けた助成対象事業者は、屋上緑化等モデル助成金請求書（別記様式第１０号）を会長に提出するものとする。

３ 会長は、前項の請求書により助成金の支払を行うものとする。なお、振込手数料は申請者負担とする。

(交付決定の取消等)

第12条 会長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。この場合において当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、交付した助成金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の条件に反する行為があったとき。
- (3) 故意又は重大な過失により緑化施設が滅失したとき。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年(2009年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成24年(2012年)4月26日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成25年(2013年)4月12日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成28年(2016年)5月31日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成29年(2017年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和2年(2020年)4月28日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和3年(2021年)4月26日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和4年(2022年)5月6日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和6年（2024年）8月20日から施行する。

別表1（第2条関係）

- | |
|--|
| 1 当該法人の基本財産や資産のうち、国及び地方公共団体が拠出している総額の割合が2分の1を超えるもの |
| 2 当該法人の当期の収入額のうち、国及び地方公共団体が拠出している総額の割合が2分の1を超えるもの |
| 3 法人税等を滞納している法人 |

別表2（第5条関係）

- | |
|--|
| 1 助成を受けてから5年間は、助成を受けて植栽した樹木等又はつる性植物等が枯損しないよう適切に管理を行い、万一、枯損等した場合には申請者負担にて再度植栽を行い、緑化施設の維持管理に努めること。 |
| 2 助成を受けてから5年間は、くまもと緑・景観協働機構からの求めに応じ必要な報告を行うこと。 |
| 3 助成を受けて実施した内容については、くまもと緑・景観協働機構がホームページ等で紹介することについて了承し、その情報を得た他者が助成事業について問い合わせた場合には適切な対応を行うこと。 |
| 4 助成を受けて植栽及び管理を行っている建物には、くまもと緑・景観協働機構の助成金を受けて事業を実施している旨掲示すること。 |
| 5 その他会長が必要と認める条件 |

【会長が定める施工基準】

第2条第1項各号に規定する会長が定める施工基準は、次のとおりとする。

屋上緑化

- ① 第2条第1項第1号に規定する屋上は、屋上全体から空調設備、太陽光発電設備等建物の管理及び環境対策に必要な設備に係る部分を除いた部分とする。なお、ベランダは対象外とする。
また、同号に規定する屋上に安全に人が出入りすることのできる構造は、階段又はエレベーターにより安全に出入りできるものとし、はしごのみにより出入りできるものは除くものとする。
- ② 人が緑化した施設に立ち入り鑑賞できるものとする。人が鑑賞を希望した場合、拒否することはできないものとする。
- ③ 第2条第1項第1号に規定する緑化面積は、植栽基盤面積とする。
- ④ 池、水流その他これらに類するもので、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものについては、これらを植栽基盤とみなし、その水平投影面積を植栽基盤面積に算入することができる。
- ⑤ プランターを使用する場合には、1台あたりの容量が100リットル以上で、重量が10kg以上のものを利用すること。
- ⑥ かん水装置を設置するなどかん水について配慮すること。
- ⑦ 倒木や植栽基盤表面の土壌の飛散などが起こらないよう風対策を講じること。
- ⑧ 中高木の植栽等特に荷重のかかる部分については、なるべく柱やはりで受け止めるよう配慮すること。
- ⑨ 植物の根が建物の防水層に浸入することがないように、植栽基盤下に防水・防根対策を講じること。
- ⑩ 外周に転落防止柵等を設置すること。

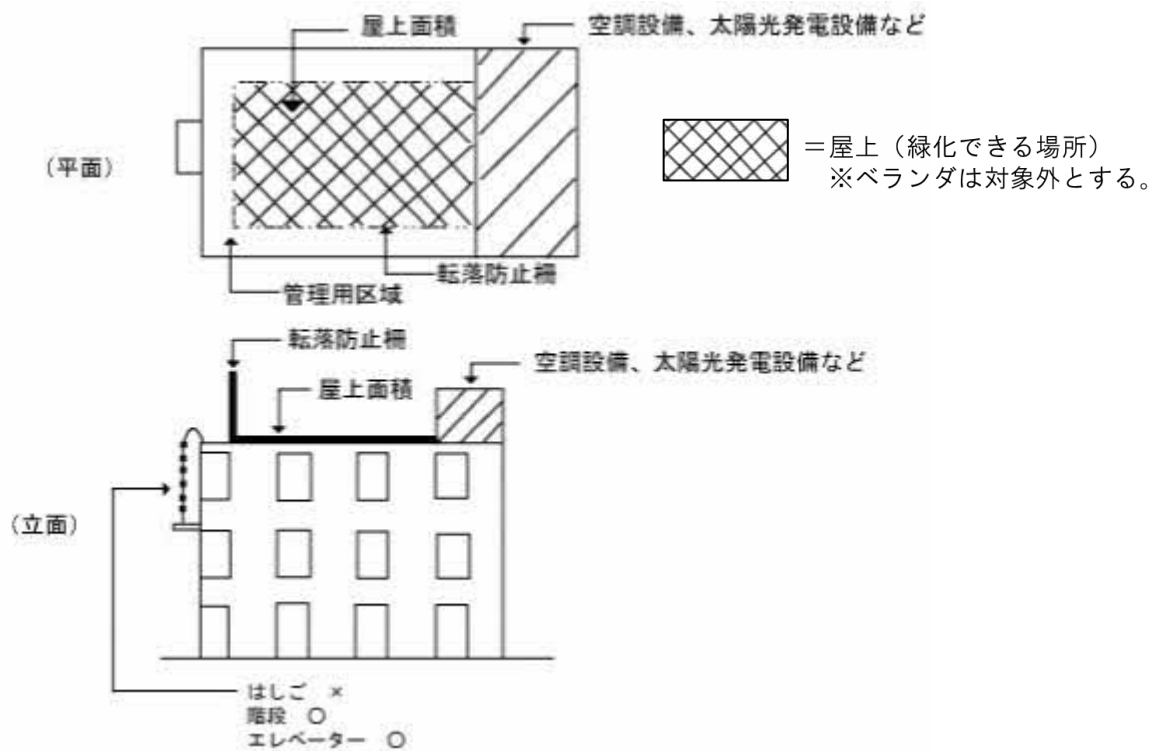
壁面緑化

- ⑪ 緑化は、自立式のユニット又は建築物の壁面に沿って誘引パネル、ネット等の誘引資材を設置し、植物を固定し、又ははわせる形式で行うものとする。
- ⑫ 第2条第1項第2号に規定する緑化面積は、自立式ユニットの設置面積又は植栽延長に誘引資材の設置高を乗じた値とする。
- ⑬ プランター等独立した植栽容器を使用しないこと。
- ⑭ 自立式ユニット又は下垂式緑化については、原則として自動かん水装置を設置すること。
- ⑮ 植栽する株ごとの植栽間隔は、30cm以内とすること。
- ⑯ 原則として、公道から見える位置に設けること。

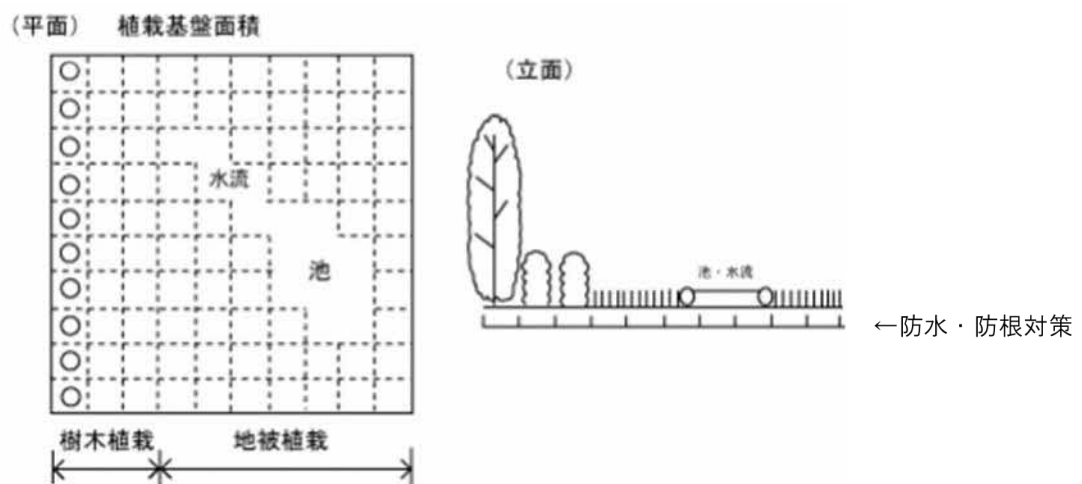
屋上緑化

①、②、③、⑩ 屋上面積、植栽基盤面積、転落防止柵

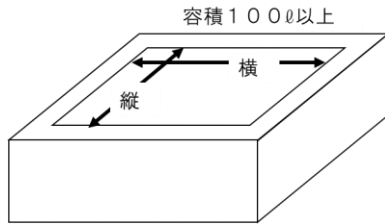
要綱第2条第1項第1号の規定



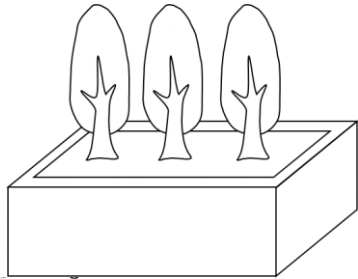
④ 立体的な植栽、池・水流



⑤ プランターの使用

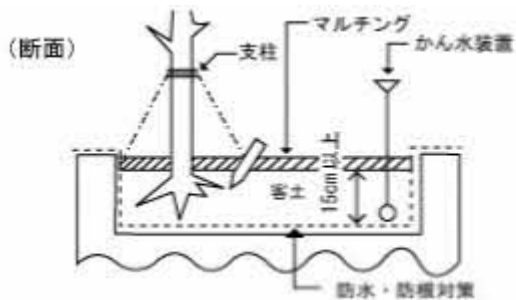


- ① 緑化面積＝内側の縦×横×個数＝の合計が3㎡以上であること。
- ② 1台あたりの容積が100ℓ以上であること。
- ③ 〃の重量が10kg以上のものを利用すること。



樹木または地被植物（グラウンドカバー類）を植栽すること。
※草花などを植栽して花壇としての利用はできない。

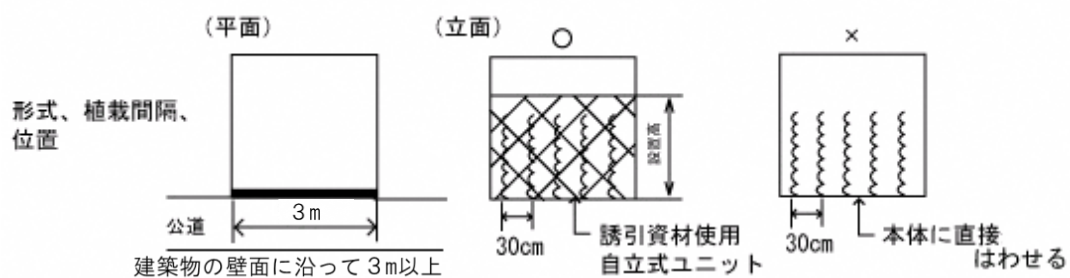
⑥、⑦、⑧、⑨ かん水装置、風対策、防水・防根対策



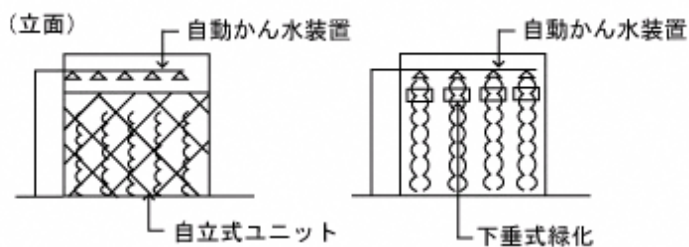
壁面緑化

⑪、⑫、⑮、⑯ 形式、緑化面積、植栽間隔、位置

要綱第2条第1項第2号の規定



⑭ 自動かん水装置



年 月 日

くまもと緑・景観協働機構
会長 様〒
所在地
名 称
代表者
電 話

屋上緑化等モデル助成金交付申請書

次のとおり（屋上・壁面）の緑化事業を実施したいので、下記のとおり申請します。
記

1 申請概要

緑化する施設の名称・所在地	
緑化面積	m ²
実施（工事）予定期間	年 月 日～ 年 月 日

2 助成対象経費の総額（総事業費） _____ 円

3 助成金申請額 _____ 円

4 担当者連絡先

- ① 担当者の所属
- ② 担当者の氏名
- ③ 担当者の連絡先（電話・FAX・電子メールなど）

5 添付書類

- ① 屋上緑化等事業計画書（別記様式第2号）
- ② 事業場所の位置図
- ③ 事業に係る図面（施工平面図、立面図、断面図）
- ④ 新設建築物の場合には、建物の立面図及び平面図並びに建築確認証
- ⑤ 見積書
- ⑥ 事業場所の着手前写真（4方向から撮ったもの）
- ⑦ 建築物が屋上緑化に耐えられることを証明する書類
- ⑧ 事業実施建築物の所有者を証する書類
- ⑨ 事業実施建築物所有者の承諾書（申請者と建築物所有者が異なる場合のみ）
- ⑩ 法人登記簿（業務概要、定款又は規約、役員名簿が記載されているもの。記載されていない場合は別途添付のこと。）
- ⑪ 法人税等の納税証明書
- ⑫ その他会長が必要と認める書類

施設名																									
施設の種類	☐ 店舗 ☐ 工場 ☐ 医療施設 ☐ 社会福祉施設 ☐ 学校 ☐ 住宅 ☐ その他（ ） ☐ 新設建築物 ☐ 既存建築物																								
施設の概要	敷地面積 m ² 建築面積 m ² 階数 階 屋上面積 m ²																								
区 分	☐ 屋上緑化 ☐ 壁面緑化																								
緑化面積等	屋上緑化 m ² 壁面緑化（幅） m × （高さ） m × （設置数） 基＝ m ²																								
緑化事業概要 （詳細別紙）	（該当する項目に○と数値を記載してください。） 緑化区画造成工事 有 無 プランター設置 有 無 基 かん水工事 有 無 誘引資材等設置 m² 植栽 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="writing-mode: vertical-rl;">樹木類</th><th>高木</th><th>種</th><th>本</th></tr> <tr> <td></td><td>中木</td><td>種</td><td>本</td></tr> <tr> <td></td><td>低木</td><td>種</td><td>本</td></tr> <tr> <td></td><td>芝</td><td>種</td><td>本</td></tr> <tr> <td></td><td>地被植物</td><td>種</td><td>本</td></tr> <tr> <td></td><td>つる性植物</td><td>種</td><td>本</td></tr> </table>	樹木類	高木	種	本		中木	種	本		低木	種	本		芝	種	本		地被植物	種	本		つる性植物	種	本
樹木類	高木	種	本																						
	中木	種	本																						
	低木	種	本																						
	芝	種	本																						
	地被植物	種	本																						
	つる性植物	種	本																						
緑化の目的																									
緑化場所の利用方法 （①は該当する項目に○を付けてください。）	① ・ 大部分の緑化場所が不特定多数の人々に利用される ・ 一部の緑化場所が不特定多数の人々に利用される ・ 不特定多数の人々への利用を予定していない ② 不特定多数の人々の利用方法についてご記入ください。																								
緑化場所の公開性 （①は該当する項目に○を付けてください。）	① ・ 大部分の緑が不特定多数の人々の目に触れる ・ 一部の緑が不特定多数の人々の目に触れる ・ 不特定多数の人々の目に触れにくい ② どのように不特定多数の人々の目に触れるかご記入ください。																								
植栽後の管理方法及び管理体制																									

(事業計画書別紙) 緑化事業詳細

樹木類・つる性植物の名称						
樹木（植物）の選定理由						
緑化システムの名称				土厚	c m	
樹木等の詳細						
名称	規格			単価（円）	数量（本）	金額（円）
	樹高	幹周	樹冠水平投影面積			
合計						
土壌	品名		単価（円）	数量（m ³ ）	金額（円）	
資材	品名		単価（円）	数量（m ³ ）	金額（円）	

(申請者) 様

くまもと緑・景観協働機構
会長

屋上緑化等モデル助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました屋上緑化等モデル事業に係る助成金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成金交付決定額 円

2 対象施設

3 助成の条件

- (1) 助成を受けてから5年間は、助成を受けて植栽した樹木等又はつる性植物等が枯損しないよう適切に管理を行い、万一、枯損等した場合には申請者負担にて再度植栽を行い、緑化施設の維持管理に努めること。
- (2) 助成を受けてから5年間は、くまもと緑・景観協働機構からの求めに応じ必要な報告を行うこと。
- (3) 助成を受けて実施した内容については、くまもと緑・景観協働機構がホームページ等で紹介することについて了承し、その情報を得た他者が助成事業について問い合わせた場合には適切な対応を行うこと。
- (4) 助成を受けて植栽及び管理を行っている建物には、くまもと緑・景観協働機構の助成金を受けて事業を実施している旨掲示すること。

4 留意事項

- (1) 申請書及び本通知書の内容に準じて事業を行ってください。
但し、①助成対象事業の主要部分の変更、又は②助成対象経費の20%を超える変更のいずれかが生じた場合、あるいは事業を中止する場合は事前に連絡の上、屋上緑化等モデル助成事業変更等承認申請書（別記様式第4号）と添付書類を機構事務局へ提出してください。なお、助成金額の増額は認めません。
- (2) 事業完了後、速やかに屋上緑化モデル等助成事業完了届（別記様式第8号）（以下「事業完了届」という。）と添付書類を機構事務局へ提出してください。
- (3) 助成金は、助成の目的以外に使用しないでください。
- (4) 助成金交付決定額は、申請書に基づく予定額であり、事業完了届及び現地検査結果に基づく助成金額確定等で変更になることがあります。

年 月 日

くまもと緑・景観協働機構
会長 様

〒
所在地
名 称
代表者
電 話

屋上緑化等モデル助成事業変更等承認申請書

年 月 日付けくま緑景第 号で助成金交付決定の通知がありました
屋上緑化等モデル事業について、次のとおり変更・中止したいので、関係書類を添えて申
請します。

記

1 変更・中止の理由及び内容

2 添付書類

- ① 事業内容の変更・中止に係る書類（見積書、図面等）

くま緑景第 号
年 月 日

(申 請 者) 様

くまもと緑・景観協働機構
会長

屋上緑化等モデル助成金交付取消通知書

年 月 日付けくま緑景第 号にて助成金交付決定を通知しました屋上緑化等モデル助成金の交付については、下記理由により交付を取り消しましたので通知します。

記

【取消理由】

(申 請 者) 様

くまもと緑・景観協働機構
会長

屋上緑化等モデル助成金変更決定通知書

年 月 日付けにて変更承認申請のありました屋上緑化等モデル事業については下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 今回内容変更を承認する事業

2 当初助成金交付決定額 円

3 変更後助成金交付決定額 円

4 変更点

5 助成の条件

- (1) 助成を受けてから5年間は、助成を受けて植栽した樹木等又はつる性植物等が枯損しないよう適切に管理を行い、万一、枯損等した場合には申請者負担にて再度植栽を行い、緑化施設の維持管理に努めること。
- (2) 助成を受けてから5年間は、くまもと緑・景観協働機構からの求めに応じ必要な報告を行うこと。
- (3) 助成を受けて実施した内容については、くまもと緑・景観協働機構がホームページ等で紹介することについて了承し、その情報を得た他者が助成事業について問い合わせた場合には適切な対応を行うこと。
- (4) 助成を受けて植栽及び管理を行っている建物には、くまもと緑・景観協働機構の助成金を受けて事業を実施している旨掲示すること。

6 留意事項

- (1) 申請書、変更承認申請書及び本通知書の内容に準じて事業を行ってください。
但し、①助成対象事業の主要部分の変更、又は②助成対象経費の20%を超える変更のいずれかが生じた場合、あるいは事業を中止する場合は事前に連絡の上、屋上緑化等モデル助成事業変更等承認申請書（別記様式第4号）と添付書類を機構事務局へ提出してください。なお、助成金額の増額は認めません。
- (2) 事業完了後、速やかに屋上緑化モデル等助成事業完了届（別記様式第8号）（以下「事業完了届」という。）と添付書類を機構事務局へ提出してください。
- (3) 助成金は、助成の目的以外に使用しないでください。
- (4) 助成金交付決定額は、申請書に基づく予定額であり、事業完了届及び現地検査結果に基づく助成金額確定等で変更になることがあります。

(申 請 者) 様

くまもと緑・景観協働機構
会長

屋上緑化等モデル事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のありました屋上緑化等モデル事業については下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 今回内容変更を承認する事業

2 変更点

3 助成の条件

- (1) 助成を受けてから5年間は、助成を受けて植栽した樹木等又はつる性植物等が枯損しないよう適切に管理を行い、万一、枯損等した場合には申請者負担にて再度植栽を行い、緑化施設の維持管理に努めること。
- (2) 助成を受けてから5年間は、くまもと緑・景観協働機構からの求めに応じ必要な報告を行うこと。
- (3) 助成を受けて実施した内容については、くまもと緑・景観協働機構がホームページ等で紹介することについて了承し、その情報を得た他者が助成事業について問い合わせた場合には適切な対応を行うこと。
- (4) 助成を受けて植栽及び管理を行っている建物には、くまもと緑・景観協働機構の助成金を受けて事業を実施している旨掲示すること。

4 留意事項

- (1) 申請書、変更承認申請書及び本通知書の内容に準じて事業を行ってください。
但し、①助成対象事業の主要部分の変更、又は②助成対象経費の20%を超える変更のいずれかが生じた場合、あるいは事業を中止する場合は事前に連絡の上、屋上緑化等モデル助成事業変更等承認申請書（別記様式第4号）と添付書類を機構事務局へ提出してください。なお、助成金額の増額は認めません。
- (2) 事業完了後、速やかに屋上緑化モデル等助成事業完了届（別記様式第8号）（以下「事業完了届」という。）と添付書類を機構事務局へ提出してください。
- (3) 助成金は、助成の目的以外に使用しないでください。
- (4) 助成金交付決定額は、申請書に基づく予定額であり、事業完了届及び現地検査結果に基づく助成金額確定等に変更になることがあります。

年 月 日

くまもと緑・景観協働機構
会長 様〒
所在地
名 称
代表者
電 話

屋上緑化等モデル助成事業完了届

下記のとおり屋上緑化等モデル事業を実施しましたので報告します。

なお、当完了届の内容及び写真を貴機構のパンフレットやホームページなどに掲載されることを承認します。

記

1 実施概要

緑化した施設の名称・所在地	
緑化面積	m ²
実施（工事）期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (植栽工事等、一連の作業が完了した日をご記入ください。)
樹木等、地被植物の品名、規格、本数	
助成金交付決定額	円
総事業費	円

2 添付書類

- ① 事業関連写真（購入物、作業風景、実施後の写真（全体写真を必ず含むこと。））
 - ② 助成対象事業に係る工事請負契約書又はそれに類するものの写し
 - ③ 助成対象事業に係る領収書又は請求書の写し（明細が記載されているもの。）
 - ④ 屋上緑化等を実施した感想を記載した書類（内容はホームページ等で公開します。）
- ※③について、請求書の写しのみの提出の場合は、後日領収書の写しを提出してください。

くまもと緑・景観協働機構
会長

年 月 日付で事業完了届の提出がありました屋上緑化等モデル助成金については、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

4 助成金交付確定額 円

年 月 日

くまもと緑・景観協働機構
会長 様

〒
所在地
名 称
代表者
電 話

印

屋上緑化等モデル助成金請求書
年 月 日付けくま緑景第 号にて交付額確定のあった屋上緑化等モデル助成金は次のとおり請求します。
なお、振込手数料については、助成金から差し引いてください。

助成金額 円

【振込先】

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ 口座名義	

※ 必ずフリガナを記入してください。